

○議案第32号 守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

=建設文教委員会委員長報告=

御報告申し上げます。

本案は、学校教育法等の改正に伴い、平成28年4月1日から小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校の設置が可能になったことから、施設一体型小中一貫校として開校予定である「守口市立さつき小学校」及び「守口市立さつき中学校」を義務教育学校とし、名称を「守口市立さつき学園」とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、義務教育学校制度の導入については、小中学校の9年間における一貫した教育が可能となるなどの利点があるとのことであるが、今後とも学校と教育委員会がより一層連携を密にし、とりわけ学校現場が中心となって、これらの効果が最大限発揮されるよう努力を傾注されるとともに、新たな制度であることから、その教育効果等について検証を行うなど、子どもたちにとって、より良い教育環境の構築が図られるよう鋭意取り組まれたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。